

# 滋賀県立 草津東高等学校 後援会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、滋賀県立草津東高等学校後援会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を滋賀県立草津東高等学校に置く。

(目的)

第3条 この会は、滋賀県立草津東高等学校の生徒会活動及び教育環境の整備充実に対する援助を行い、もって学校教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒会活動の助成に関する事業
- (2) 教育環境の充実に関する事業
- (3) その他必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 この会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 普通会员 生徒の保護者
- (2) 特別会員 本会の趣旨に賛同する者

## 第3章 役員

(役員の種類別)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 庶務担当理事 1名
- (4) 会計担当理事 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 理事 若干名

2 会長は役員会にはかり、顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、庶務担当理事、会計担当理事及び監事は、役員会で選任する。

2 理事は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 庶務担当理事は、会の庶務を、会計担当理事は、会の会計をつかさどる。
- (4) 監事は、毎年1回以上会計を監査する。
- (5) 理事は、会務に参加し、会の重要な事項を審議する。
- (6) 顧問は、会の重要な事項について、会長の諮問に応じる。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員の生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会及び役員会の2種類とする。

(総会の権能)

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議、決定する。

- (1) 役員承認
- (2) 会則の改廃
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他、この会の運営に関する重要な事項

(役員会の権能)

第12条 役員会は、この会則に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他、この会の運営に関する重要な事項

(会議の召集)

第13条 総会は、会長が年1回以上召集する。ただし、役員会が必要と認めたとき、または監事から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は役員会を召集しなければならない。

(会議の議長)

第14条 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、副会長のうちから選出する。

(会議の議決)

第15条 会議の議事は、出席会員または出席役員の過半数の同意を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 会計

(経費の種類)

第16条 この会の経費は、会費・寄付金及びその他収入をもってあてる。

(会費の種類)

第17条 会費の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その金額は総会で決定する。

- (1) 普通会員会費 在学期間
- (2) 特別会員会費 その他

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 付則

1. この会則は、昭和54年4月6日から施行する。
2. この会則は、昭和56年10月1日から一部改正、施行する。
3. この会則は、昭和61年2月22日から一部改正、施行する。
4. この会則は、平成4年5月23日から一部改正、施行する。
5. この会則は、平成11年11月21日から一部改正、施行する。